

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	合志市 介護保険システム 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

合志市は、介護保険業務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

合志市長

公表日

令和5年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険法に基づき次の業務を行う。①資格管理 ②介護保険料の賦課・徴収 ③介護認定管理 ④受給管理 ⑤給付管理 ⑥保険者事務共同処理業務 申請については、窓口や郵便で受け付けるとともに、国が運営するインターネット上のサイト(マイナポータル)を利用した電子申請によっても行う。
③システムの名称	○介護保険システム ○伝送通信ソフト ○サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 介護保険情報ファイル、2. 世帯員情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第68号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8項 別表第二 第93号、第94号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 高齢者支援課
②所属長の役職名	高齢者支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市長公室企画課 096-248-1813
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市長公室企画課 096-248-1813

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年3月15日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年3月15日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月28日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務①事	被保険者者の管理	介護保険に関する事務	事後	
平成27年12月28日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事	合志市では介護保険法に基づき、被保険者の管理を行い、認定・受給・給付・賦課の事務を	介護保険法に基づき次の業務を行う。 ①資格管理 ②介護保険料の賦課・徴収 ③介	事後	
平成27年12月28日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務③シ	介護保険システム	○介護保険システム ○伝送通信ソフト	事後	
平成27年12月28日	I 関連情報 2.特定個人情報ファイル名	1. 被保険者情報ファイル、2. 世帯員情報ファイル	1. 介護保険情報ファイル、2. 世帯員情報ファイル	事後	
平成27年12月28日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	高齢者支援課長 安武 祐次	高齢者支援課長 米澤 伸仁	事後	
平成28年2月5日	表紙 公表日	平成27年12月28日	平成28年2月5日	事後	
平成28年2月5日	II しきい値判断項目 1.対象人数いつ時点の計数か	平成26年8月5日時点	平成28年2月5日時点	事後	
平成28年2月5日	II しきい値判断項目 2.取扱者数いつ時点の計数か	平成26年11月19日 時点	平成28年2月5日時点	事後	
平成29年3月16日	II しきい値判断項目 2.取扱者数いつ時点の計数か	平成28年2月5日時点	平成29年3月16日時点	事後	
平成30年2月5日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	高齢者支援課長 米澤 伸仁	高齢者支援課長 出口 美子	事後	
平成30年2月5日	II しきい値判断項目 1.対象人数いつ時点の計数か	平成28年2月5日時点	平成30年2月5日時点	事後	
平成30年2月5日	II しきい値判断項目 2.取扱者数いつ時点の計数か	平成29年3月16日時点	平成30年2月5日時点	事後	
平成31年2月21日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	高齢者支援課長 出口 美子	高齢者支援課長	事後	
平成31年2月21日	II しきい値判断項目 1.対象人数いつ時点の計数か	平成30年2月5日時点	平成31年2月21日時点	事後	
平成31年2月21日	II しきい値判断項目 2.取扱者数いつ時点の計数か	平成30年2月5日時点	平成31年2月21日時点	事後	
平成31年2月21日	「IVリスク対策」	なし	新様式への変更	事後	
令和3年8月16日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二 第93号、第94号	番号法第19条第8項 別表第二 第93号、第94号	事後	
令和3年8月16日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部企画課 096-248-1813	市長公室企画課 096-248-1813	事後	
令和3年8月16日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	総務部企画課 096-248-1813	市長公室企画課 096-248-1813	事後	
令和3年12月27日	II しきい値判断項目 1.対象人数いつ時点の計数か	平成31年2月21日時点	令和3年12月27日時点	事後	
令和3年12月27日	II しきい値判断項目 2.取扱者数いつ時点の計数か	平成31年2月21日時点	令和3年12月27日時点	事後	
令和5年3月15日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	介護保険法に基づき次の業務を行う。①資格管理 ②介護保険料の賦課・徴収 ③介護認定管理 ④受給管理 ⑤給付管理 ⑥保険者事務共同処理業務	介護保険法に基づき次の業務を行う。①資格管理 ②介護保険料の賦課・徴収 ③介護認定管理 ④受給管理 ⑤給付管理 ⑥保険者事務共同処理業務 申請については、窓口や郵便で受け付けるとともに、国が運営するインターネット上のサイト(マイナポータル)を利用した電子申請によっても行う。	事後	
令和5年3月15日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	○介護保険システム ○伝送通信ソフト	○介護保険システム ○伝送通信ソフト ○サービス検索・電子申請機能	事後	
令和5年3月15日	II しきい値判断項目 1.対象人数いつ時点の計数か	令和3年12月27日時点	令和5年3月15日時点	事後	
令和5年3月15日	II しきい値判断項目 2.取扱者数いつ時点の計数か	令和3年12月27日時点	令和5年3月15日時点	事後	